



長野県報

7月12日(月)
令和3年
(2021年)
第220号

目次

条例

長野県松本空港条例の一部を改正する条例(交通政策課松本空港利活用・国際化推進室)	2
長野県県税条例等の一部を改正する条例(税務課)	3
貸付金免除条例の一部を改正する条例(医師・看護人材確保対策課)	6
保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(地域福祉課)	6
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例(薬事管理課)	7
長野県自然公園施設条例(自然保護課)	12

規則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則(危機管理防災課)	14
長野県県税に関する規則の一部を改正する規則(税務課)	14
長野県自然公園施設管理規則(自然保護課)	17
長野県議会会議規則の一部を改正する規則(議事課)	19

告示

令和3年3月31日専決処分した令和2年度補正予算の要領(財政課)	19
令和3年4月8日専決処分した令和3年度補正予算の要領(財政課)	20
令和3年5月21日専決処分した令和3年度補正予算の要領(財政課)	20
令和3年6月11日専決処分した令和3年度補正予算の要領(財政課)	21
令和3年6月17日成立した令和3年度補正予算の要領(財政課)	21
令和3年7月2日成立した令和3年度補正予算の要領(財政課)	21
長野県看護職員修学資金貸与規程の一部改正(医師・看護人材確保対策課)	22
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(森林づくり推進課)	22
令和4年度長野県立高等学校入学者選抜要綱(高校教育課)	23

公告

土地改良区連合役員の就退任の届出(農地整備課)	23
令和4年度長野県立高等学校実習助手採用選考の実施(高校教育課)	24
特定調達契約に係る一般競争入札(5件)(産業技術課)	26

本号で公布された条例のあらまし

◇ 長野県松本空港条例の一部を改正する条例(条例第21号)

- 1 県民の利便性向上及び航空会社が運航しやすい環境の整備の観点から、松本空港の運用時間の延長を行いました。
- 2 この条例は、令和3年8月27日から施行します。

◇ 長野県県税条例等の一部を改正する条例(条例第22号)

- 1 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定及び地方税法等の一部改正に伴い、過疎地域の市町村が定める産業振興促進区域内において設備の取得等をした者に対する事業税、不動産取得税及び固定資産税に係る課税免除の特例措置を規定したほか、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、公布の日(一部の規定は、令和4年1月1日、同年4月1日、令和6年1月1日)から施行します。

◇ 貸付金免除条例の一部を改正する条例(条例第23号)

- 1 長野県看護職員修学資金について、過疎地域の町村の保健師等の業務に従事した場合を修学資金の償還債務の免除対象に加えたほか、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(条例第24号)

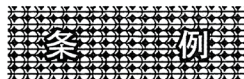
- 1 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、救護施設等に対する感染症及び災害が発生した場合の業務継続に向けた計画の策定等の義務付けなどの基準を設けたほか、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、令和3年8月1日から施行します。

◇ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第25号)

- 1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴い、次のとおり改正しました。
 - (1) 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例
新たに知事の事務として追加された地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局に対する立入検査等について、事務処理の効率的執行の観点から、保健所設置市に移譲しました。
 - (2) 長野県手数料徴収条例
新たに設けられた医薬品の保管のみを行う製造所の登録等の事務に係る手数料を定めたほか、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、令和3年8月1日から施行します。

◇ 長野県自然公園施設条例(条例第26号)

- 1 自然公園の保護及び適正な利用を推進し、並びに自然体験活動の機会を提供するため、長野県自然公園施設の設置及び管理等に関し必要な事項を定めました。
- 2 この条例は、令和4年4月1日から施行します。



長野県松本空港条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和3年7月12日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第21号

長野県松本空港条例の一部を改正する条例

長野県松本空港条例(昭和39年長野県条例第99号)の一部を次のように改正する。

第3条中「午後5時」を「午後7時」に改める。

附 則

この条例は、令和3年8月27日から施行する。

交通政策課
松本空港利活用・国際化推進室

長野県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

令和3年7月12日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第22号

長野県県税条例等の一部を改正する条例

第1条 長野県県税条例(昭和25年長野県条例第41号)の一部を次のように改正する。

第33条の20中「の金額」の次に「又は同項に規定する特定費用の金額(当該特定費用の金額が選択口座においてその年最後に行われた同条第2項に規定する対象譲渡等に係る同項に規定する源泉徴収口座内通算所得金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額)」を加える。

第34条第1項第3号中「)及び」を「)、」に改め、「発電事業等」の次に「という。)及び同法第2条第1項第15号の3に規定する特定卸供給事業(第36条第2項及び第3項において「特定卸供給事業」)を加える。

第35条第1項中「第21条の6」を「第21条の7」に改める。

第36条第2項及び第3項中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給事業」に改める。

第105条の2中「であつて、県税事務所長の承認を受けたときは」を「には」に、「当該承認を受けた」を「当該」に改める。

第105条の3第1項中「であつて、県税事務所長の承認を受けたときは」を「には」に、「当該承認を受けた」を「当該」に改め、同条第2項中「承認を受けている者」を「規定により第105条に規定する帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもつて当該帳簿の備付け及び保存に代えている者」に、「において、当該承認を受けている帳簿(以下この項において「電磁的記録に係る承認済帳簿」という。)」を「には、当該帳簿」に改め、「県税事務所長の承認を受けたときは」を削り、「承認を受けた電磁的記録に係る承認済帳簿」を「帳簿」に改める。

第105条の4を削る。

第105条の5中「第105条の3の承認を受けている」を「前条に規定する規則に定めるところに従つて備付け及び保存が行われている」に改め、同条を第105条の4とする。

第143条第3号から第5号までを削る。

第144条を次のように改める。

第144条 低工地区において、当該地区指定の日から40年間(当該地区が、この期間内に低工地区に該当しないこととなる場合は、その指定の日からその該当しないこととなる日までの期間)以内に、製造の事業の用に供する設備で、当該設備のうち一の生産設備(ガスの製造又は発電に係る設備を含む。)を構成する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。第144条の3第1項及び第145条において同じ。)の取得価額の合計額が2,500万円を超えるもの(第1号及び第2号において「対象設備」という。)を新設し、又は増設した者に対し、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定めるところにより課税を免除する。

(1) 事業税 対象設備のうち、租税特別措置法第12条第1項又は第45条第1項の規定による特別償却の適用を受ける設備をその事業の用に供したときは、当該事業の用に供した日の属する年又は事業年度から3年又は3年以内に終了する事業年度について、当該各年又は各事業年度に係る所得又は収入金額のうち、当該事業の用に供した設備に係るものとして次に掲げる区分に従い算出された所得又は収入金額に対して課する事業税

ア その行う主たる事業が電気供給業(電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業(これに準ずるものを含む。))を除く。第144条の3第2項第1号及び第145条の2第1項第1号において同じ。)、ガス供給業又は倉庫業の法人の場合

県内において当該法人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得又は収入金額 × $\frac{\text{当該新設し、又は増設した設備に係る固定資産の価額}}{\text{当該設備を新設し、又は増設した者が県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額}}$

イ ア以外の場合

県内において当該法人又は個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は当該年に係る所得又は収入金額 × $\frac{\text{当該新設し、又は増設した設備に係る従業者の数}}{\text{当該設備を新設し、又は増設した者が県内に有する事務所又は事業所の従業者の数}}$

(2) 不動産取得税 対象設備のうち租税特別措置法第12条第1項又は第45条第1項の規定による特別償却の適用を受ける家屋及びその敷地である土地の取得(低工地区の指定の日以後の取得に限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産

取得税

- (3) 固定資産税 第86条に規定する大規模の償却資産（以下この章において「大規模償却資産」という。）のうち、新設し、又は増設した設備に係る機械及び装置（租税特別措置法第12条第1項又は第45条第1項の規定による特別償却の適用を受けるものに限る。）に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度（以下この章において「初年度」という。）以後3年度の間に課する固定資産税

第144条の2の次に次の1条を加える。

第144条の3 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下この項及び第3項において「過疎法」という。）第2条第1項に規定する過疎地域の区域（令和3年3月31日において過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第33条第1項の規定の適用を受けていた市町村の区域であつて過疎法第42条の規定により過疎地域とみなされる区域にあつては同条の規定を適用しないとすれば過疎法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を過疎法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第41条第2項の規定により過疎地域とみなされることとなる区域に限る。第3項において同じ。）又は過疎法附則第5条に規定する特定市町村の区域（過疎法附則第6条第1項、第7条第1項又は第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。第3項において同じ。）のうち過疎法第8条第1項に規定する市町村計画（以下この項及び第3項において「市町村計画」という。）に記載された同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域内において、過疎法第2条第2項の規定による公示の日（以下この条において「公示の日」という。）から令和6年3月31日までの期間（市町村計画に記載された過疎法第8条第2項第3号に掲げる計画期間の末日が同月31日前である場合には、公示の日から当該計画期間の末日までの期間）内に、市町村計画において振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等（租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第5条の13第6項又は第20条の16第6項に規定する事業をいう。第2号において同じ。）、農林水産物等販売業（過疎法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。第2号において同じ。）又は旅館業（下宿営業及び店舗型風俗特殊営業に該当する事業を除く。第1号において同じ。）の用に供する設備で、当該設備のうち一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める額以上のもの（以下この章において「過疎法関係特別償却設備」という。）の取得等（同条に規定する取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等（第1号において「資本金の額等」という。）が5,000万円超である法人が行うものにあつては新設又は増設に限る。）をいう。以下この章において同じ。）をした者に対し、事業税、不動産取得税及び固定資産税について、次項に定めるところにより課税を免除する。

(1) 製造業又は旅館業 500万円（資本金の額等が5,000万円超1億円以下である法人が行うものにあつては1,000万円とし、資本金の額等が1億円超である法人が行うものにあつては2,000万円とする。）

(2) 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500万円

2 前項の規定による課税の免除は、次の各号に掲げる税目ごとに、当該各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 事業税 過疎法関係特別償却設備のうち、租税特別措置法第12条第3項又は第45条第2項の規定による特別償却の適用を受けるものをその事業の用に供したときは、当該事業の用に供した日の属する年又は事業年度から3年又は3年以内に終了する事業年度について、当該各年又は各事業年度に係る所得又は収入金額のうち、当該事業の用に供した設備に係るものとして次に掲げる区分に従い算出された所得又は収入金額に対して課する事業税

ア その行う主たる事業が電気供給業、ガス供給業又は倉庫業の法人の場合

県内において当該法人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得又は収入金額	×	当該取得等をした設備に係る固定資産の価額
		当該設備の取得等をした者が県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額

イ ア以外の場合

県内において当該法人又は個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は当該年に係る所得又は収入金額	×	当該取得等をした設備に係る従業者の数
		当該設備の取得等をした者が県内に有する事務所又は事業所の従業者の数

- (2) 不動産取得税 過疎法関係特別償却設備のうち租税特別措置法第12条第3項又は第45条第2項の規定による特別償却の適用を受ける家屋及びその敷地である土地の取得（公示の日以後の取得に限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税

- (3) 固定資産税 大規模償却資産のうち、取得等をした設備に係る機械及び装置（租税特別措置法第12条第3項又は第45条第2項の規定による特別償却の適用を受けるものに限る。）に対して初年度以後3年度の間に課する固定資産税

3 過疎法第2条第1項に規定する過疎地域の区域又は過疎法附則第5条に規定する特定市町村の区域のうち市町村計画に記載された過疎法第8条第4項第1号に規定する産業振興促進区域内において、畜産業又は水産業（第146条において「畜産業等」という。）を行う個人でその者又はその同居の親族の労力によつてこれらの事業を行つた日数の合計が、これらの事業の当該年における延べ労働日数の3分の1を超え、かつ、2分の1以下であるものについて公示の日の属する年以後の各年のその者の所得金額に対して課する事業税を免除する。この場合において、課税免除の適用期間は、当該課税の免除をした最初の年度から5箇年度とする。

第145条の2第1項中「特別償却設備」を「地域再生法関係特別償却設備」に改め、同項第1号から第3号まで並びに同条第2項第1号及び第2号中「特別償却設備」を「地域再生法関係特別償却設備」に改める。

第146条中「特別償却設備の」を「地域再生法関係特別償却設備の」に改め、「畜産業等を行う者又は」を削り、「が」を「、過疎法関係特別償却設備の取得等をした者又は畜産業等を行う者が」に、「特別償却設備を」を「地域再生法関係特別償却設備若しくは当該過疎法関係特別償却設備を」に改め、「畜産業等を行い、又は」を削り、「供した」を「供し、又は畜産業等を行つた」に改める。

第146条の2の前の見出し、同条及び第146条の3を削る。

第147条中「、第146条の2第1項又は前条」を削る。

附則第2条第1項中「同項第8号」を「同項第9号」に、「の数」を「(年齢16歳未満の者及び法第34条第1項第11号に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数」に改める。

附則第22条第1項中「第144条第1項」を「第144条」に、「同条第2項」を「同条」に改め、同条第2項を削る。

(長野県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 長野県県税条例等の一部を改正する条例(令和2年長野県条例第27号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち、長野県県税条例第29条第3項の改正規定中「第53条第44項」を「第53条第52項」に、「同条第45項又は第48項」を「同条第53項又は第56項」に、「同条第39項、第43項、第45項及び第48項」を「同条第47項、第51項、第53項及び第56項」に改め、同条第4項の改正規定中「第53条第40項から第43項まで及び第49項」を「第53条第48項から第51項まで及び第57項」に改め、同条第6項の改正規定中「第53条第56項」を「第53条第64項」に改め、同条第8項の改正規定中「第53条第70項」を「第53条第78項」に、「同条第69項」を「同条第77項」に改め、同条例附則第13条第1項の改正規定中「第35項」に」の次に「、「法人税割額から」を「法人税割額(同条第42項(同条第45項及び第46項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))の規定を適用しないで計算した金額とする。)」から」に」を加え、「第39項まで及び第40項(同条第41項)を「第38項まで、第41項(同条第45項及び第46項において準用する場合を含む。)、第42項、第47項及び第48項(同条第49項)に、「同条第42項」を「同条第50項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中長野県県税条例第33条の20、第105条の2及び第105条の3の改正規定、第105条の4を削る改正規定並びに第105条の5を改め、同条を第105条の4とする改正規定並びに次項並びに附則第5項及び第6項の規定 令和4年1月1日
 - (2) 第1条中長野県県税条例第34条第1項第3号並びに第36条第2項及び第3項の改正規定並びに附則第4項の規定 令和4年4月1日
 - (3) 第1条中長野県県税条例附則第2条第1項の改正規定(「の数」を「(年齢16歳未満の者及び法第34条第1項第11号に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数」に改める部分に限る。)及び附則第3項の規定 令和6年1月1日(県民税に関する規定の適用)
- 2 前項第1号に掲げる規定による改正後の長野県県税条例第33条の20の規定は、令和4年1月1日以後に行われる所得税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第11号)第7条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第37条の11の4第2項に規定する対象譲渡等について適用し、同日前に行われた所得税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第11号)第7条の規定による改正前の租税特別措置法第37条の11の4第2項に規定する対象譲渡等については、なお従前の例による。
- 3 附則第1項第3号に掲げる規定による改正後の長野県県税条例の規定中個人の県民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和5年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
(事業税に関する規定の適用)
- 4 附則第1項第2号に掲げる規定による改正後の長野県県税条例の規定中法人の事業税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
(電子計算機を使用して作成する帳簿の保存方法等の特例に関する規定の適用)
- 5 附則第1項第1号に掲げる規定による改正後の長野県県税条例第105条の2及び第105条の3第1項の規定は、令和4年1月1日以後に備付けを開始する帳簿(同条例第105条に規定する帳簿をいう。次項において同じ。)について適用する。
- 6 附則第1項第1号に掲げる規定による改正後の長野県県税条例第105条の3第2項の規定は、令和4年1月1日以後に保存が行われる帳簿に係る同条例第105条の2に規定する電磁的記録について適用する。
(課税免除に関する規定の適用)
- 7 この条例による改正後の長野県県税条例第144条の3第1項及び第2項の規定は、令和3年4月1日以後に同条第1項に規定する取得等をした同項に規定する過疎法関係特別償却設備について適用し、同日前に過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第2項の規定により公示された区域において新設し、又は増設したこの条例による改正前の長野県県税条例第144条第1項に規定する対象設備については、なお従前の例による。
- 8 この条例による改正後の長野県県税条例第146条の規定は、令和3年4月1日から適用する。
(長野県産業投資応援条例の一部改正)
- 9 長野県産業投資応援条例(平成17年長野県条例第25号)の一部を次のように改正する。
第3条中「第144条第1項及び第2項並びに第144条の2」を「第144条、第144条の2並びに第144条の3第1項及び第2項」に改める。
- 10 前項の規定による改正後の長野県産業投資応援条例第3条の規定は、令和3年4月1日から適用する。
(創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例の一部改正)

11 創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例（平成18年長野県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「県税条例第143条第5号に規定する創業」を「事業を営んでいない個人が新たに県内に主たる事務所又は事業所を有する法人を設立し、当該新たに設立された法人が事業を開始すること」に改める。

税務課

貸付金免除条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和3年7月12日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第23号

貸付金免除条例の一部を改正する条例

貸付金免除条例（昭和39年長野県条例第33号）の一部を次のように改正する。

本則の表の長野県看護職員修学資金貸与規程（昭和37年長野県告示第355号）の項中「過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第2項の規定により公示された市町村の区域」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域であつて、同条第2項の規定により公示されたもの（以下この項において「過疎地域」という。）」に、「特定町村」を「特定町村」という。）又は過疎地域をその区域の全部若しくは一部とする町村（以下この項において「過疎地域の町村」に、

「ウ 特定町村」を「ウ 特定町村又は過疎地域の町村」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の貸付金免除条例の本則の表の長野県看護職員修学資金貸与規程（昭和37年長野県告示第355号）の項の規定は、令和4年3月31日以後に同項に規定する養成施設の修業年限を満了し、又は大学院の看護に関する修士課程を修了する者の同項に規定する修学資金に係る償還の債務の免除について適用し、同日前に同項に規定する養成施設の修業年限を満了し、又は大学院の看護に関する修士課程を修了した者の同項に規定する修学資金に係る償還の債務の免除については、なお従前の例による。

医師・看護人材確保対策課

保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和3年7月12日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第24号

保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第50号）の一部を次のように改正する。

第11条の次に次の2条を加える。

（就業環境の整備）

第11条の2 救護施設等は、入所者等に対し適切な処遇を行う観点から、当該救護施設等において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にするなどの必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第11条の3 救護施設等は、感染症及び非常災害の発生時において、入所者等に対し処遇を継続的に実施するため及び非常の場合における早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 救護施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 救護施設等は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第12条に次の1項を加える。

2 救護施設等は、前項に規定する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第22条第2項、第34条第2項及び第42条第2項中「感染症」を「感染症又は食中毒」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「規則で定める措置を講じなければ」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の保護施設の設備及び運営の基準に関する条例(次項において「新条例」という。)第11条の3の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間における新条例第22条第2項(新条例第30条において準用する場合を含む。)、第34条第2項及び第42条第2項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

地域福祉課

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和3年7月12日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第25号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第1条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年長野県条例第46号)の一部を次のように改正する。

別表の19の項中

「 (2) (1)に掲げる事務を行った場合におけるその旨及びその内容の知事への報告 を
 (2) 第69条第3項の規定による立入検査等
 (3) (1)及び(2)に掲げる事務を行った場合におけるその旨及びその内容の知事への報告 に改める。」

(長野県手数料徴収条例の一部改正)

第2条 長野県手数料徴収条例(平成12年長野県条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1の33の項中「第12条第2項」を「第12条第4項」に、「第26条第1項第3号」を「第25条第1項第3号」に、「第26条第1項第4号」を「第25条第1項第4号」に、「うち省令第26条第1項第5号」を「うち省令第25条第1項第5号」に、「第26条第2項第1号」を「第25条第2項第1号」に、「第26条第2項第2号」を「第25条第2項第2号」に、「うち省令第26条第2項第3号」を「うち省令第25条第2項第3号」に、「第26条第3項第1号」を「第25条第3項第1号」に、「第26条第3項第2号」を「第25条第3項第2号」に、「第13条第3項」を「第13条第4項」に、「第13条第6項」を「第13条第8項」に、「区分が省令第26条第1項第5号」を「区分が省令第25条第1項第5号」に、「区分が省令第26条第2項第3号」を「区分が省令第25条第2項第3号」に、

Table with 5 columns: Item No., Description, Category, Unit, Amount. Row 1: (12) 政令第80条第1項第1号及び第2項第5号の規定による法第14条第1項に規定する医薬品及び医薬部外品の製造販売の承認の申請に対する審査, 医薬品, ア 医療用医薬品(イ及びウに掲げるものを除く。), 204,000円

Table with 4 columns: Item No., Description, Unit, Amount. Row 1: (12) 政令第80条第2項第3号の規定による法第13条の2の2第1項に規定する医薬品等の保管のみを行う製造所に係, ア 医薬品の保管のみを行う製造所に係る登録, 38,200円

る登録の申請に対する審査				
(13) 政令第80条第2項第3号の規定による法第13条の2の2第4項に規定する医薬品等の保管のみを行う製造所に係る登録の更新の申請に対する審査	ア 医薬品の保管のみを行う製造所に係る登録の更新	〃		28,400円
	イ 医薬部外品の保管のみを行う製造所に係る登録の更新	〃		19,100円
	ウ 化粧品の保管のみを行う製造所に係る登録の更新	〃		19,100円
(14) 政令第80条第1項第1号及び第2項第5号の規定による法第14条第1項に規定する医薬品及び医薬部外品の製造販売の承認の申請に対する審査	医薬品	ア 医療用医薬品(イ及びウに掲げるものを除く。)	〃	204,000円

に、

「(13)」を「(15)」に、「同条第13項後段」を「同条第15項後段」に改め、「場合に限る。」の次に「(オに掲げるものを除く。)」を加え、

「

55,000円

」を「

81,700円

」に改め、「場合を除く。」の次に「(オに掲げるものを除く。)」を加え、

「

48,100円

」を「

55,600円

」に、

「

医薬品	ウ 当該調査に係る医薬品の製造所が省令第26条第1項第5号に掲げる区分の許可に係るものであるもの	〃	31,200円
-----	--	---	---------

」を

「

医薬品	ウ 当該調査に係る医薬品の製造所が省令第25条第1項第5号に掲げる区分の許可に係るものであるもの	〃	34,900円
	エ 当該調査に係る医薬品の製造所が法第13条の2の2第1項の登録を受けているものであるもの	〃	34,900円
	オ 当該調査に係る医薬品の製造所が当該医薬品の製造工程のうち試験検査のみを行うものであるもの	〃	34,900円

」に、

「

医薬部外品	ウ 当該調査に係る医薬部外品の製造所が省令第26条第2項第3号に掲げる区分の許可に係るものであるもの	〃	31,200円
-------	--	---	---------

」を

「

医薬部外品	ウ 当該調査に係る医薬部外品の製造所が省令第25条第2項第3号に掲げる区分の許可に係るものであるもの	〃	34,900円
	エ 当該調査に係る医薬部外品の製造所が法第13条の2の2第1項の登録を受けているものであるもの	〃	34,900円
	オ 当該調査に係る医薬部外品の製造所が当該医薬部外品の製造工程のうち試験検査のみを行うものであるもの	〃	34,900円

」に、

「

104,300円

」を「

157,800円

」に、「10万4,300円」を「15万7,800円」に、「

74,900円

」を

「

106,400円

」に、「7万4,900円」を「10万6,400円」に、

医薬品	ウ 当該調査に係る医薬品の製造所が省令第26条第1項第5号に掲げる区分の許可に係るものであるもの	品目の数が1である場合	〃	40,300円	を
		品目の数が2以上である場合	〃	4万300円に1を超える品目の数に300円を乗じて得た額を加えた額	

医薬品	ウ 当該調査に係る医薬品の製造所が省令第25条第1項第5号に掲げる区分の許可に係るものであるもの	品目の数が1である場合	〃	55,500円	に、
		品目の数が2以上である場合	〃	5万5,500円に1を超える品目の数に300円を乗じて得た額を加えた額	
	エ 当該調査に係る医薬品の製造所が法第13条の2の2第1項の登録を受けているものであるもの	品目の数が1である場合	〃	55,500円	
		品目の数が2以上である場合	〃	5万5,500円に1を超える品目の数に300円を乗じて得た額を加えた額	
	オ 当該調査に係る医薬品の製造所が当該医薬品の製造工程のうち試験検査のみを行うものであるもの	品目の数が1である場合	〃	55,500円	
		品目の数が2以上である場合	〃	5万5,500円に1を超える品目の数に300円を乗じて得た額を加えた額	

医薬部外品	ウ 当該調査に係る医薬部外品の製造所が省令第26条第2項第3号に掲げる区分の許可に係るものであるもの	品目の数が1である場合	〃	40,300円	を
		品目の数が2以上である場合	〃	4万300円に1を超える品目の数に300円を乗じて得た額を加えた額	

医薬部外品	ウ 当該調査に係る医薬部外品の製造所が省令第25条第2項第3号に掲げる区分の許可に係るものであるもの	品目の数が1である場合	〃	55,500円	に、
		品目の数が2以上である場合	〃	5万5,500円に1を超える品目の数に300円を乗じて得た額を加えた額	
	エ 当該調査に係る医薬部外品の製造所が法第13条の2の2第1項の登録を受けているものであるもの	品目の数が1である場合	〃	55,500円	
		品目の数が2以上である場合	〃	5万5,500円に1を超える品目の数に300円を乗じて得た額を加えた額	
	オ 当該調査に係る医薬部外品の製造所が当該医薬部外品の製造工程のうち試験検査のみを行うものであるもの	品目の数が1である場合	〃	55,500円	
		品目の数が2以上である場合	〃	5万5,500円に1を超える品目の数に300円を乗じて得た額を加えた額	

(14) 政令第80条第1項第1号及び第2項第5号の規定による法第14条第13項に規定する医薬品及び医薬部外品の製造販売の承認事項の変更の承認の申請に対する審査	医薬部外品	〃	21,200円	を
--	-------	---	---------	---

<p>(16) 政令第80条第1項第1号及び第2項第5号の規定による法第14条第15項に規定する医薬品及び医薬部外品の製造販売の承認事項の変更の承認の申請に対する審査</p>	<p>医薬部外品</p>		<p>〃</p>	<p>21,200円</p>
<p>(17) 政令第80条第2項第7号の規定による法第14条の2第2項に規定する調査</p>	<p>医薬品</p>	<p>ア 当該調査に係る医薬品の製造所が省令第25条第1項第3号に掲げる区分の許可に係るものであるもの（当該医薬品が無菌医薬品である場合に限る。）（オに掲げるものを除く。）</p>	<p>〃</p>	<p>14万2,600円に、品目の数に2,600円を乗じて得た額及び当該調査に係る製造販売業者の数に1万2,600円を乗じて得た額を加えた額</p>
		<p>イ 当該調査に係る医薬品の製造所が省令第25条第1項第4号に掲げる区分の許可に係るものであるもの（当該医薬品が無菌医薬品である場合を除く。）（オに掲げるものを除く。）</p>	<p>〃</p>	<p>9万6,900円に、品目の数に1,300円を乗じて得た額及び当該調査に係る製造販売業者の数に8,200円を乗じて得た額を加えた額</p>
		<p>ウ 当該調査に係る医薬品の製造所が省令第25条第1項第5号に掲げる区分の許可に係るものであるもの</p>	<p>〃</p>	<p>5万1,200円に、品目の数に300円を乗じて得た額及び当該調査に係る製造販売業者の数に4,000円を乗じて得た額を加えた額</p>
		<p>エ 当該調査に係る医薬品の製造所が法第13条の2の2第1項の登録を受けているものであるもの</p>	<p>〃</p>	<p>5万1,200円に、品目の数に300円を乗じて得た額及び当該調査に係る製造販売業者の数に4,000円を乗じて得た額を加えた額</p>
		<p>オ 当該調査に係る医薬品の製造所が当該医薬品の製造工程のうち試験検査のみを行うものであるもの</p>	<p>〃</p>	<p>5万1,200円に、品目の数に300円を乗じて得た額及び当該調査に係る製造販売業者の数に4,000円を乗じて得た額を加えた額</p>
	<p>医薬部外品</p>	<p>ア 当該調査に係る医薬部外品の製造所が省令第25条第2項第1号に掲げる区分の許可に係るものであるもの（当該医薬部外品が無菌医薬部外品である場合に限る。）（オに掲げるものを除く。）</p>	<p>〃</p>	<p>14万2,600円に、品目の数に2,600円を乗じて得た額及び当該調査に係る製造販売業者の数に1万2,600円を乗じて得た額を加えた額</p>
		<p>イ 当該調査に係る医薬部外品の製造所が省令第25条第2項第2号に掲げる区分の許可に係るものであるもの（当該医薬部外品が無菌医薬部外品である場合を除く。）（オに掲げるものを除く。）</p>	<p>〃</p>	<p>9万6,900円に、品目の数に1,300円を乗じて得た額及び当該調査に係る製造販売業者の数に8,200円を乗じて得た額を加えた額</p>
		<p>ウ 当該調査に係る医薬部外品の製造所が省令第25条第2項第3号に掲げる区分の許可に係るものであるもの</p>	<p>〃</p>	<p>5万1,200円に、品目の数に300円を乗じて得た額及び当該調査に係る製造販売業者の数に4,000円を乗じて得た額を加えた額</p>
		<p>エ 当該調査に係る医薬部外品の製造所が法第13条の2の2第1項の登録を受けているものであるもの</p>	<p>〃</p>	<p>5万1,200円に、品目の数に300円を乗じて得た額及び当該調査に係る製造販売業者の数に</p>

に、

				4,000円を乗じて得た額を加えた額
		オ 当該調査に係る医薬部外品の製造所が当該医薬部外品の製造工程のうち試験検査のみを行うものであるもの	〃	5万1,200円に、品目の数に300円を乗じて得た額及び当該調査に係る製造販売業者の数に4,000円を乗じて得た額を加えた額
18 政令第80条第2項第7号の規定による法第14条の7の2第4項に規定する調査	医薬品	ア 当該調査に係る医薬品の製造所が省令第25条第1項第3号に掲げる区分の許可に係るものであるもの（当該医薬品が無菌医薬品である場合に限る。）（オに掲げるものを除く。）	〃	81,700円
		イ 当該調査に係る医薬品の製造所が省令第25条第1項第4号に掲げる区分の許可に係るものであるもの（当該医薬品が無菌医薬品である場合を除く。）（オに掲げるものを除く。）	〃	55,600円
		ウ 当該調査に係る医薬品の製造所が省令第25条第1項第5号に掲げる区分の許可に係るものであるもの	〃	34,900円
		エ 当該調査に係る医薬品の製造所が法第13条の2の2第1項の登録を受けているものであるもの	〃	34,900円
		オ 当該調査に係る医薬品の製造所が当該医薬品の製造工程のうち試験検査のみを行うものであるもの	〃	34,900円
	医薬部外品	ア 当該調査に係る医薬部外品の製造所が省令第25条第2項第1号に掲げる区分の許可に係るものであるもの（当該医薬部外品が無菌医薬部外品である場合に限る。）（オに掲げるものを除く。）	〃	81,700円
		イ 当該調査に係る医薬部外品の製造所が省令第25条第2項第2号に掲げる区分の許可に係るものであるもの（当該医薬部外品が無菌医薬部外品である場合を除く。）（オに掲げるものを除く。）	〃	55,600円
		ウ 当該調査に係る医薬部外品の製造所が省令第25条第2項第3号に掲げる区分の許可に係るものであるもの	〃	34,900円
		エ 当該調査に係る医薬部外品の製造所が法第13条の2の2第1項の登録を受けているものであるもの	〃	34,900円
		オ 当該調査に係る医薬部外品の製造所が当該医薬部外品の製造工程のうち試験検査のみを行うものであるもの	〃	34,900円
「(15)を「(19)」に、「(16)を「(20)」に、「第23条の2第2項」を「第23条の2第4項」に、「(17)を「(21)」に、「(18)を「(22)」に、「(19)を「(23)」に、「(20)を「(24)」に、「第23条の20第2項」を「第23条の20第4項」に、「(21)を「(25)」に、「(22)を「(26)」に、「(23)を「(27)」に、「(24)を「(28)」に、「(25)を「(29)」に、「(26)を「(30)」に、「(27)を「(31)」に、「(28)を「(32)」に、「(29)を「(33)」に、「(30)を「(34)」に、「(31)を「(35)」に、「(32)を「(36)」に、「(33)を「(37)」に、「第40条の2第3項」を「第40条の2第4項」に、「(34)を「(38)」に、「第40条の2第5項」を「第40条の2第7項」に、「(35)を「(39)」に、「(36)を「(40)」に、「(37)を「(41)」に、「(38)を「(42)」に、「(39)を「(43)」に、「(40)を「(44)」に、「(41)を「(45)」に、「(42)を「(46)」に、「(43)を「(47)」に、「(44)を「(48)」に、				
(45) 政令第13条第1項の規定による医薬品等の製造業の許可証の再交付		〃	2,900円	を

(49) 政令第13条第1項の規定による医薬品等の製造業の許可証の再交付	〃	2,900円	に、
(50) 政令第16条の4第1項の規定による登録証の書換え交付	〃	2,000円	
(51) 政令第16条の5第1項の規定による登録証の再交付	〃	2,900円	
(52) 政令第26条の4第1項の規定による基準確認証の書換え交付	〃	2,000円	
(53) 政令第26条の5第1項の規定による基準確認証の再交付	〃	2,900円	

「(46)」を「(54)」に、「(47)」を「(55)」に、「(48)」を「(56)」に、「(49)」を「(57)」に、「(50)」を「(58)」に、「(51)」を「(59)」に、「(52)」を「(60)」に、「(53)」を「(61)」に改める。

附 則

この条例は、令和3年8月1日から施行する。

薬事管理課

長野県自然公園施設条例をここに公布します。

令和3年7月12日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第26号

長野県自然公園施設条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の規定に基づき、長野県自然公園施設の設置及びその管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1号に規定する自然公園の保護及び適正な利用を推進し、並びに自然体験活動の機会を提供するため、長野県自然公園施設（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第3条 センターの名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置
長野県霧ヶ峰自然保護センター	諏訪市
長野県乗鞍自然保護センター	松本市
長野県美ヶ原自然保護センター	松本市
長野県志賀高原自然保護センター	下高井郡山ノ内町
長野県立御嶽山ビジターセンター	木曾郡王滝村

(利用の禁止又は制限)

第4条 知事（次条の規定によりセンターの管理を行わせる指定管理者（法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）を指定している場合においては、当該指定管理者）は、センター内において他人の迷惑になるような行動をした者その他センターの管理上著しく支障があると認められる者の利用を禁止し、又は制限することができる。

(指定管理者による管理)

第5条 センターの管理は、指定管理者に行わせることができる。

(指定管理者の指定)

第6条 指定管理者にセンターの管理を行わせる場合におけるその指定は、当該センターの管理を行うことを希望するものを公募し、その申請により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て行うものとする。

(公募)

第7条 前条の公募は、次に掲げる事項を公告して行うものとする。

- (1) 指定管理者に管理を行わせるセンターの名称及び位置並びにその概要
- (2) 指定管理者の指定の期間
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(指定の申請)

第8条 第6条の申請は、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書（職員、センターの管理の方法その他のセンターの管理業務の実施に関する計画を記載した書類をいう。次条において同じ。）その他規則で定める書類を添付して行うものとする。

(候補者の選定の基準)

第9条 第6条の候補者の選定は、次に掲げる基準により行うものとする。

- (1) 県民の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が、センターの公共性を確保し、かつ、センターの効用を最大限発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容の確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- (4) 法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しないものでないこと。

(指定の告示)

第10条 知事は、指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定の期間を告示しなければならない。

(業務の範囲)

第11条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 自然公園の保護及び適正な利用の推進並びに自然体験活動の機会の提供に資する事業の企画及び実施に関する業務で知事が必要と認めるもの
- (3) 前2号に掲げる業務に附帯する業務

(管理の基準)

第12条 指定管理者が行う管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) センターの休館日について、規則で定めるところによるものとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。
- (2) センターの利用時間について、午前9時（長野県美ヶ原自然保護センターにあつては、午前9時30分）から午後4時（長野県乗鞍自然保護センターにあつては、午後5時）までとすること。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、これを変更することができる。
- (3) この条例及び次条の規定による協定を遵守して行うこと。
- (4) 指定管理者がその業務を行うに当たって取得した利用者の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理を適切に行うために必要な基準で知事が定めるもの

(協定の締結)

第13条 知事及び指定管理者は、次に掲げる事項について、協定を締結するものとする。

- (1) 法第244条の2第7項に規定する事業報告書に関する事項
- (2) 利用者の個人に関する情報の取扱いに関し必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理に関し必要な事項

(管理等の委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、センターの管理及びこの条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第6条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続は、この条例の施行の日前においても、同条から第10条まで及び第13条の規定の例により行うことができる。

自然保護課